

船舶事故調査報告書

令和4年7月6日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	令和3年8月30日 17時45分ごろ
発生場所	神奈川県横須賀市北下浦漁港南南東方沖 金田港東防波堤灯台から真方位033° 1.9海里付近 (概位 北緯35° 11.2′ 東経139° 41.2′)
事故の概要	ミニボート（船名なし）は、航行中、転覆した。
事故調査の経過	令和3年10月1日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	ミニボート（船名なし）、総トン数なし（長さ約3m）
船舶番号、船舶所有者等	なし、個人所有
乗組員等に関する情報	操縦者、操縦免許 なし
負傷者	なし
損傷	船首部に破損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風速 約10m/s、視界 良好 海象：波高 約0.7m
事故の経過	<p>本船は、操縦者ほか同乗者1人が乗り、釣りを行っていたが帰航することとし、波高が約0.7mの状況で、三浦市三浦海岸に向けて北西進中、船尾方から乾舷を越える波を受けて海水が船内に滞留したところに左舷側から波を受け、操縦者及び同乗者がバランスを崩し、右舷側に転覆した。</p> <p>操縦者及び同乗者は、転覆した本船につかまり、同乗者が持っていた携帯電話で118番通報を行い、来援した消防署のボートに救助された。</p> <p>本船は、横須賀市津久井浜の砂浜に漂着した後、陸揚げされた。</p> <p>本船の乾舷は、約0.2mであった。</p> <p>操縦者及び同乗者は、救命胴衣を着用していた。</p> <p>操縦者は、出航前に気象情報を入手していなかった。</p>
分析	本船は、北西進中、強風下、船長が出航前に気象情報を入手せずに航行を続けたことから、船尾方から乾舷を越える波を受けて海水が船内に滞留したところに左舷側から波を受け、操縦者及び同乗者がバランスを崩し、右舷側に傾いて転覆したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が北西進中、強風下、船長が出航前に気象情報を入手せずに航行を続けたため、船尾方から乾舷を越える波を受けて海水が船内に滞留したところに左舷側から波を受け、操縦者及び同乗者がバランスを崩し、右舷側に傾いて転覆したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え

られる。

- ・操縦者は、出港後、波が高くなる前に早めに帰港すること。
- ・操縦者は、ミニボートの乾舷が小さく、波の影響を受けやすいので、出航前に気象情報を確認し、強風が吹いたり、波が高かったりする場合には、出港を控えること。
- ・ミニボートの操縦者は、波を受けた際、バランスを崩さないようできる限り、舷縁につかまるなど身体を保持させること。